

白鷹町ごみ処理基本計画概要版

第1章【基本的事項】

- ◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、今後のごみ処理（一般廃棄物）を長期的な視点から計画的に進めるための基本方針として策定するもの。策定に当たっては、第6次白鷹町総合計画、第3次白鷹町環境基本計画との整合性を図るもの。
- ◆計画期間：令和8年度～令和17年度（10年間）

第2章【白鷹町の概況】

- ◆人口・世帯動態 → 人口は減少しているものの、世帯数は横ばい傾向にある。
- ◆産業の動向について → 人口減により、就業者数は減少している。商業、工業の事業所数も減少している。

第3章【ごみ処理の現状及び課題】

◆ごみ処理の現状

○生活系ごみ

	H27	R6	増減
可燃(t)	2,101	1,899	△202
不燃(t)	207	174	△33
計(t)	2,308	2,073	△235
1人1日(g)	433	468	35

○事業系ごみ

	H27	R6	増減
可燃(t)	589	584	△5
不燃(t)	5.5	6.0	0.5
計(t)	594.5	590.0	4.5

○資源回収

	H27	R6	増減
集積所(t)	457	392	△65
集団回収(t)	191	60	△131
計(t)	648	452	△196
集団回収団体数	39	20	△19

◆課題

- 生活系ごみ：総量は若干減少しているが、1人1日あたり排出量は増加傾向。一人ひとりが発生抑制や排出抑制に取り組んでいく必要がある。
- 事業系ごみ：事業所数は減少傾向にあるが、ごみ排出量は近年増加している。適正分別や資源化への積極的な取組を促進していく必要がある。
- 資源回収：可燃ごみの中には、資源回収の対象となるものも含まれており、更なる資源化を促進する必要がある。集団回収の実施団体数の減少を抑える取組が必要である。
- ごみの適正処理・分別：ごみの不適正な出し方は、収集運搬に支障をきたし、処理設備の故障につながる。適正処理の周知徹底、わかりやすい分別方法の周知が必要である。

第4章【ごみ排出量の見込みと排出抑制目標】

◆排出量の見込み

種別	令和17年度推計値	
生活系ごみ（可燃・不燃）	総排出量：1,850 t（令和6年度比：△10.8%）	1人1日あたり排出量：525 g（令和6年度比：+57 g）
事業系ごみ（可燃・不燃）	総排出量：587 g（令和6年度比：△0.5%）	
資源回収	資源回収量（各地区集積所・集団回収）：416 t（令和6年度比：△7.8%）	

◆目標

【目標1】1人1日あたりの生活系ごみ排出量（可燃・不燃）

実績値（令和6年度）	目標値（令和17年度）
468 g	450 g（△3.8%：△18 g）

【目標2】資源回収率（古紙・布類・空き缶・ガラス瓶・ペットボトル・プラスチック製容器包装類・製品プラスチック）

実績値（令和6年度）	目標値（令和17年度）
17.9%	22.0%（+4.1P）

※資源回収率＝資源回収量÷（資源回収量＋生活系ごみ）

白鷹町ごみ処理基本計画概要版

第5章【ごみ排出抑制のための方策】

◆目標を達成するために、4つの基本方針を定め、排出抑制に取り組む。

基本方針	施策	具体的な取組
周知啓発の推進	施策1：4R等の理解・啓発の推進 一人ひとりが減量に取り組む必要があり、啓発等を実施していく。ごみ処理の実態（排出量や埋立の実態）を認識することも、意識を変えるきっかけになる。	<ul style="list-style-type: none"> ■4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の周知広報 ■環境フェアなどを通じた啓発の実施（白鷹町美しい郷づくり推進会議） ■職員による出前講座 ■ごみ処理施設等の見学推奨 ■町報、HPによるごみの排出量実績の周知 ■減量活動の紹介 ■県が実施する取組の積極的な周知
ごみの減量	施策2：生活系ごみの減量 生ごみの約8割は水分と言われており、水切りにより減量効果がある。食品ロス削減を心がけることが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ■生ごみ水切りの徹底 ■食品ロスの周知（買いすぎない、つくり過ぎない） ■コンポスターの利用促進、電気式生ごみ処理機の利用促進 ■簡易包装、マイボトルやマイバックの使用、詰め替え製品利用、プラスチックごみの削減
	施策3：事業系ごみの減量 事業系ごみガイドラインの周知とともに、生産・流通・販売過程でのごみ抑制への理解を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業活動における減量の促進 ■簡易包装やレジ袋削減 ■食品ロスの防止（3010運動、もったいない山形への協力など） ■イベント等でのリユース食器利用
リサイクル等の推進	施策4：生活系ごみのリサイクル 可燃ごみの約6割を占める古紙・布類の資源回収を促進する。フリマアプリ等の周知や小型家電回収を継続実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ■資源回収の促進（紙ごみ回収、製品プラスチックなど） ■集団回収への支援 ■店頭回収等の周知（スーパー・福祉施設・酒販売店など） ■リサイクルショップやフリマアプリ等の活用 ■小型家電回収等によるリサイクル推進
	施策5：事業系ごみのリサイクル 事業系ごみガイドラインを周知し、リサイクルを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ガイドラインの周知・活用 ■店頭回収の推進
ごみの適正処理	施策6：適正な収集運搬 効率的かつ円滑な収集運搬のため、適正分別を徹底する。分別ハンドブックやデジタルツール活用により、分かりやすい分別の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■分別徹底の周知 ■効率的な収集運搬、収集業者への指示 ■ごみ出し困難世帯対応 ■エネルギー回収の推進（置賜広域行政事務組合施設）
	施策7：適正な中間処理・最終処分	■置賜広域行政事務組合と置賜3市5町連携による処理施設の整備及び管理
	施策8：不法投棄防止	■不法投棄防止の情報交換、巡回パトロール、看板設置 ■ごみ拾いボランティア活動への支援
	施策9：災害廃棄物処理	■災害廃棄物の処理体制整備

◆ごみ減量化・資源化の役割分担（抜粋）

町の役割：町民や事業者が、積極的にごみ減量化・資源化に取り組むことができるよう周知啓発を行うとともに、減量化等に関する情報提供を行う。

町民の役割：一人ひとりが「自分ごと」として捉え、できるだけ長く使う、資源として活かすといった4Rの理解・実践を通し、ごみの減量化・資源化に努める。

事業所の役割：生産・流通・販売などの各過程において、ごみの排出抑制に努める。

第6章【ごみの適正処理の推進】

収集運搬計画	中間処理施設との調整、収集運搬の効率性等を考慮し実施する。
中間処理計画	適正な中間処理により、環境保全に努める。（置公処理施設）
最終処分計画	環境保全を考慮し、計画的に実施する。（置公最終処分場）

第7章【計画の推進】

◆推進体制

ごみ減量化・資源化を推進するため、町・町民・事業者が連携し、自主的かつ積極的に取り組む。

町民・地域 事業者・団体	美しい郷づくり推進会議 （廃棄物減量等推進員）	衛生組合連合会	環境審議会	白鷹町
-----------------	----------------------------	---------	-------	-----